

新型コロナウイルス感染症に対するドクターヘリの感染対策

日本航空医療学会理事会見解 20230407

日本航空医療学会理事会

I. はじめに

- ・ 2023年3月8日、政府は令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症を5類感染症へ移行することを公表した。今後は、国内外の感染状況等を考慮しつつ、段階的に5類感染症としての扱いに変更することが、政府の方針である。
- ・ 従って、ドクターヘリの運用におけるCOVID-19の感染対策も、国、都道府県および院内の感染対策に基づき、運航会社とも十分調整のうえ、政府の方針に準拠した体制へ段階的に移行する必要がある。
- ・ 本文書は、2023年5月以降のドクターヘリ運用時の感染対策に関する一般社団法人日本航空医療学会理事会の見解である。各地域におけるCOVID-19の感染状況およびウイルスの状態は、未だ不安定であるため、本見解を参考として、各地域の状況に応じた運用を考慮していただきたく考えている。
- ・ なお現時点では、今後も「新型コロナウイルス感染症」の名称が使用されるか否か不明であるため、本文書では「COVID-19」と表記する。

II. 本見解の骨子

- (1) COVID-19の有病率が一定以上の地域では、搬送患者やクルーの中に病原体保有者が存在する可能性を考慮し、全事例で一定の感染対策を行う。
- (2) ドクターヘリの活動に従事中は、クルー全員が常時サージカルマスクを装着し、必要に応じてN95マスクや目の防護（ゴーグルやフェイスシールド）、接触感染防護策を追加する。
- (3) 感染者を搬送した場合も、運航休止は行わない。患者搬送後には、毎回十分な機内の換気を行うとともに、所定の消毒剤を用いて機内を清掃し、次の出勤に備える。
- (4) COVID-19疑い例を特別扱いはせず、十分な感染対策を行ったうえで診療、搬送とも通常通りに実施する。
- (5) 感染確定者の医療機関間搬送は、事前に関連諸機関、運航会社と協議の上、必要に応じて実施する。

III. 医療従事者におけるCOVID-19感染対策の一般的な考え方

1. 現在の状況

- (1) 現時点で世界的に流行しているオミクロン株は、感染力は強いものの毒性は比較的弱く、致死率はデルタ株より低い。高齢者・基礎疾患を有する感染者は死亡する可能性がある。

- (2) 感染者の半数は無症状病原体保有者から感染している。今後、5 類への移行に伴って、感染者の全数把握や疑い例、無症状病原体保有者の届け出が行われなくなることから、現場出動時における病原体保有者の事前識別や事後確認は困難になると考えられる。
- (3) ドクターヘリに用いられるヘリコプターの機内は一般に狭く、換気も十分ではなく、COVID-19 の機内感染リスクがあるため、常時十分な感染対策を行うことが求められる。

2. 感染対策

- (1) COVID-19 の有病率が一定以上の地域では、搬送患者やクルーの中に病原体保有者が存在する可能性があるため、全事例に対し、以下の感染対策を行う。
- (2) 搬送前の処置
 - ① ヘリ機内におけるエアロゾル発生手技(以下 AGP)の実施は、極力避けること。
 - ② このため、機内で人工呼吸や気管挿管等を行う可能性のある症例は、搭乗前に気管挿管を行っておくことが望ましい。
- (3) PPE
 - ① ドクターヘリの活動に従事中は、クルー全員が常時サージカルマスクを装着(ユニバーサル・マスクング)し、患者の状態や手技により N95 マスクや目の防護(ゴーグルやフェイスシールド)、必要に応じた接触感染防護策を追加する。
 - ② 可能な場合は、患者にもサージカルマスクを装着する。
 - ③ 機内で AGP を行う場合、医療クルーは N95 マスク・ゴーグルを装着し、AGP の実施者は長袖ガウンと手袋も装着する。この場合には運航クルーも可能な限り N95 マスクの装着が望ましい。
 - ④ 処置や搬送のため患者の飛沫・体液に接触する可能性がある場合は、サージカルマスクとゴーグルに加えて手袋とガウン(またはエプロン)を装着する。
 - ⑤ 必要な PPE は、運航クルーの分も含め、基地病院が責任をもって充分量を供給する。
- (4) COVID-19 感染疑い例への対応
疑い例を特別扱いはせず、十分な感染対策を行った上、診療、搬送とも通常通りに実施する。
- (5) COVID-19 感染確定例への対応
十分な感染対策を行った上、診療および搬送を実施する。感染確定者の医療機関間搬送については、下記 3 項を参照のこと。
- (6) 清掃
常に病原体保有者を搬送した可能性があるため、患者搬送後には十分な機内の換気を行うとともに、所定の消毒剤を用いて高頻度接触面を中心に機内を清掃し、次の搬送に備える。感染者を搬送しても、運航休止は行わない。
- (7) 出動後の別事案への対応
別事案に応需する際は、使用した PPE を交換し、所定の消毒剤を用いて機内の汚染部

位・高頻度接触部位を清掃した上で対応する。出勤先から別事案に応需する場合に備え、非アルコール性消毒剤の携行が望ましい。消毒剤は、各基地病院の院内感染対策の規定に準拠し、使用に際して予め運航会社と協議を行う。

3. 感染確定者の医療機関間搬送

- (1) 感染確定者を医療機関間搬送(離島搬送含む)する場合には、事前に以下を行っておく。
 - ① 地域における他の航空搬送手段を持つ機関(消防、警察、自衛隊、海上保安庁など)と協議の上、搬送距離、同時搬送人数などを勘案して、最も合理的な役割分担を定めておく。
 - ② 実搬送を行う前に、搬送の具体的手順を整理のうえ、運航クルー、医療クルーは実機を用いて搬出入、機内処置等のシミュレーション訓練を実施する。

4. 院内感染部署との調整

- (1) ドクターヘリの感染対策は、各地域基地病院の管理下で行う。
- (2) 院内担当部署とも十分に情報を共有の上、院内感染対策の規定に準拠して実施する。

5. 基地病院と運航会社との調整

- (1) 各基地病院は、感染対策を変更する場合、予め運航会社と十分に協議を行う。
- (2) 各基地病院は、運航クルーに対して、感染管理に関する教育を実施する。

6. 地域の有病率が一定以下に低下した場合

- (1) 国および担当地域におけるCOVID-19の有病率(感染者数)が低下し、感染のリスクが少ないと判断される場合には、各地域の判断によって、上記の感染対策をさらに緩和することが可能である。
- (2) 感染対策を緩和する場合、各基地病院は、都道府県ドクターヘリ担当部署、院内感染対策部署、運航会社、その他関連諸機関と協議を行い、同意を得るものとする。
- (3) 感染対策を緩和する場合にも、ドクターヘリで活動する際の標準防護策は必須である。

以上